

大牟田市教職員の働き方改革取組指針の概要【改定版】

大牟田市教育委員会

大牟田市教育委員会では、教職員の働き方改革を推進し、教職員の長時間勤務の改善に取り組みます。教職員の働き方改革は、教職員が自らの意欲と能力を最大限発揮し、健康でやりがいを感じながら働くこと、また、「教職員が子どもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的としています。

1 指針について

(1) 本指針の位置づけ

本指針は、大牟田市教育委員会及び市立学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。

(2) 指針の趣旨・目的

本指針は、「教職員の働き方改革」を、より一層推進するために策定するものであり、「教職員の働き方改革」を実現し、次の2点を目的として策定するものです。

- ① 教職員がワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し健康でやりがいを感じながら働くことができる環境を整備すること
- ② 「教職員が子どもや自分と向き合う時間」を十分確保し、学校教育の質を維持・向上させること

2 本市教職員の長時間勤務の現状

教職員の長時間勤務については、これまでも勤務時間の適正な把握や定時退校日の推進、学校閉庁日の設定などにより取り組んできました。より一層推進することで、教職員の長時間勤務の改善に取り組みます。

3 目標

(1) 数値目標の設定について

令和7年度から令和9年度までの3年間で、時間外在校等時間（超過勤務時間）を年360時間以内（月45時間以内）とする。

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。
緊急の課題として、月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組む。

(2) 目標に対する検証について

・各学校で管理するとともに、次のことについて大牟田市教育委員会へ報告します。

- ① 各学校の一月当たりの教職員の平均超過時間
- ② 一月当たり超過勤務時間が80時間、100時間を超える者

(3) 福岡県教育委員会「教職員の働き方改革取組指針」(令和7年3月改定)を踏まえた今後の対応について

市教育委員会においては、(1)で掲げた超過勤務時間の削減目標の達成状況を踏まえるとともに、今後の勤務時間制度に関する動向を注視しながら、福岡県教育委員会「教職員の働き方改革取組指針」(令和7年3月改定)を踏まえ、適切に対応できるよう取組をすすめてまいります。

4 具体的な取組について（4つの観点）

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改革の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

- ① 勤務時間の適性な把握 出退勤管理システムにより勤務時間の客観的な管理を行います。
- ② 定時退校日の拡大 原則毎週水曜日に実施します。
- ③ 学校閉庁時刻の設定 教職員は、原則19時に退校します。
- ④ 学校閉庁日の設定 (原則として児童生徒は登校せず、部活動も実施しません。)
 - ・夏季休業日…8月13日から8月16日の平日 4日間
 - ・冬季休業日…12月27日、28日の平日 2日間上記③④の17:00以降の学校施設開放については、これまで同様実施します。

・学校閉庁による教職員不在時の緊急連絡先

大牟田市教育委員会学校教育課指導室 0944-41-2861

または、大牟田市役所代表電話 0944-41-2222

※お電話をいただいた後、改めて学校からご連絡します。

- ⑤ 一定の要件を満たす場合、教育活動に支障がない範囲で、時差通勤の推進・在宅勤務を実施します。
- ⑥ 管理職の意識改革 研修を実施し、人事評価を見直します。
- ⑦ 保護者・地域の皆様への啓発をします。
 - ・保護者・地域向けチラシの配布や各学校でPTA総会などでの周知を図ります。
 - ・広報誌、ホームページへの掲載を行います。
- ⑧ 労働安全衛生管理の徹底
 - ・ストレスチェックの実施やメンタルヘルス事業の周知に努めます。

(2) 業務改善の推進

- ① 業務改善の推進を図ります。**【2学期制導入、原則水曜日4校時(中学校5校時)】**
- ② 授業準備等の支援のため、教材や指導案等の情報提供と、教材の共同開発や共有等を推進します。
- ③ 学校のICT環境の充実による業務の効率化を図ります。
【大牟田市校務DX推進チームの設置:デジタル技術を用いた業務改善の検討】
- ④ 調査・事業・文書事務の見直しを図ります。
- ⑤ 平日18時以降(長期休業期間17時)の勤務時間外は、メッセージ機能付き電話対応を行います。
- ⑥ 迷惑電話等の対応については、相手方との会話を録音するICレコーダーを設置しています。

(3) 部活動の負担軽減

【部活動休養日の設定】

<学期中>

- ・週当たり2日以上休養日を設置します。
- ・平日1日(原則水曜日)、週休日は少なくとも1日以上を休養日とします。
- ・大会等で土日の2日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- ・定時退校日及び学校閉庁日は、原則として部活動は実施しません。
- ・定期考査前は、原則、定期考査前7日間は全ての部活動を実施しません。
- ・1日の活動時間は、長くととも平日は2時間程度(休業日は3時間程度)とし、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

<長期休業期間中>

- ・長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとします。

【部活動指導員の配置】

- ・学校が要望する部活動には、休日を中心に部活動指導員を配置します。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクールサポーター、教員業務支援員、学習指導員、ICT支援員等の専門スタッフの活用を促進します。
- ② 共同学校事務室の機能強化を図り、事務職員の学校運営参画の取組を推進します。
- ③ 小中一貫教育制度の推進を図ります。
小中一貫教育制度の導入に伴い、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するために、学校と保護者・地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の導入とともに地域学校協働活動推進員を配置し、運営の充実を図ります。
- ④ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進を図ります。